特　記　仕　様　書

第1章　総則

第1節　適用

1　本特記仕様書は、令和８年災　大井手頭首工災害復旧工事（地区番号462-501）に適用する。

2　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

(1) 土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版　適用区分「広島」及び「世羅町」

(2) 土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版　1-1-3-1「主任技術者及び監理技術者の変更」～1-1-3-3「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者」及び1-1-3-11 現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施

※土木工事共通仕様書の適用について疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

※土木工事共通仕様書は、広島県の調達情報のページを参照（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/）

第2節　中間検査

1　本工事は中間検査の対象工事とする。

2　中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期選定は、監督員が行う。

3　原則として、請負代金額が1,000万円以上１億円未満の工事は、中間検査を1回実施し、１億円以上の工事は２回実施する。

第3節　現場代理人の兼務

1　受注者は、世羅町が定める「現場代理人及び主任技術者等の配置について（令和７年４月１日適用）」に定める条件を満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第１号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/143324.pdf

2　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第２号により、承認しない場合は様式第３号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

3　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第４号により、その承認を取消すものとする。

(1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき

(2) 兼務を承認した日から起算して１４日（世羅町の休日を定める条例（平成16年世羅町条例第３号）第１条に規定する町の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき

(3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき

(4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき

(5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき

(6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき

5　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者又は兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※様式は、世羅町のサイト「入札契約」に掲載している。

第4節　週休２日適用工事

本工事は、週休２日適用工事であり、「世羅町週休２日適用工事等実施要領」に従うこと。なお、実施要領に基づき提出する様式「休日取得計画表」等は「広島県の調達情報＞公共工事等の情報_様式集＞建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載されているものを使用すること。

第5節　不可抗力による損害について

本工事は、建設工事請負契約約款第29条第４項の「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」に該当する。

第2章　材料

第1節　寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

1　対象構造物

令和８年12月１日から令和９年２月28日までの期間に施工するコンクリート構造物。

ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。

2　養生方法

養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督員と協議すること。

3　打設数量の確認

対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督員へ提出すること。

第3章　施工条件

第1節　工程

1　関係機関との協議

協議内容	河川管理者（東部建設事務所三原支所管理課）と協議中、12月上旬頃協議終了予定
範囲	全工程

第2節　公害対策

1　水替・流入防止施設

内容	仮締切内作業時排水を行うことを見込んでいる。
期間	全工程

2　濁水・湧水処理

内容	河川汚濁防止施設（沈砂池）を設置することを見込んでいる。

第3節　盛土

1　流用土　　（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、18.6m3（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

2　購入土（搬入）　　（建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）

本工事では、156.8m3（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

(1) 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

(2) (1)により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督員と協議すること。

(3) 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第4節　建設副産物

1　　建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））　　（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所　　有限会社脇産業世羅事業所（世羅郡世羅町大字小世良字宇祢山平原681-3）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第5節　堰堤等基礎の床掘

堰堤等基礎の床掘において、岩盤又は転石等により床付面の変更が発生する場合や、土質条件等により掘削法面が自立しない場合は監督員と協議するものとし、必要と認められる費用について設計変更の対象とする。

第6節　架空線の防護管

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

第4章　その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。